

23. 繰延税金資産

(1) 繰延税金資産の計上額

(ご参考)
一時差異等
残高

| 【三井住友銀行単体】 | | (金額単位 億円) | | | |
|------------|--------------------|-----------|---------|---------|---------|
| | | 20年3月末 | 19年3月末比 | 19年3月末 | 20年3月末 |
| ① | 繰延税金資産合計(②-③) | 10,941 | △ 2,952 | 13,893 | |
| ② | 繰延税金資産小計 | 17,635 | △ 1,615 | 19,250 | 43,037 |
| | 貸倒引当金 | 993 | + 198 | 795 | 2,444 |
| | 貸出金償却 | 1,046 | + 31 | 1,015 | 2,575 |
| | 有価証券有税償却 | 5,768 | + 1,509 | 4,259 | 14,196 |
| | 退職給付引当金 | 471 | △ 107 | 578 | 1,158 |
| | 減価償却限度超過額 | 63 | △ 5 | 68 | 155 |
| | 投資損失引当金 | 52 | △ 263 | 315 | 128 |
| | その他有価証券評価差額金 | — | — | — | — |
| | 繰延ヘッジ損益 | 514 | △ 84 | 598 | 1,265 |
| | 税務上の繰越欠損金 | 8,135 | △ 2,988 | 11,123 | 19,656 |
| | その他 | 593 | + 94 | 499 | 1,460 |
| ③ | 評価性引当額 | 6,694 | + 1,337 | 5,357 | |
| ④ | 繰延税金負債 | 2,708 | △ 3,749 | 6,457 | 9,359 |
| | 退職給付信託設定益 | 416 | △ 1 | 417 | 1,023 |
| | その他有価証券評価差額金 | 1,976 | △ 3,758 | 5,734 | 7,557 |
| | 繰延ヘッジ損益 | — | — | — | — |
| | その他 | 316 | + 10 | 306 | 779 |
| | 繰延税金資産の計上額(①-④) | 8,233 | + 797 | 7,436 | |
| | 10行目の繰延税金資産相当額(注1) | 514 | △ 84 | 598 | 1,265 |
| | 16行目の繰延税金負債相当額(注2) | △ 1,976 | + 3,758 | △ 5,734 | △ 7,557 |
| | 上記以外 | 9,695 | △ 2,877 | 12,572 | 23,903 |
| | 実効税率 | 40.63% | — | 40.63% | |

【連結】

| | | | | | |
|---|------------------------|----|--------|---------|--------|
| ⑤ | 繰延税金資産純額 | 24 | 9,335 | + 972 | 8,363 |
| ⑥ | Tier I | 25 | 43,815 | + 4,782 | 39,033 |
| | 繰延税金資産純額/Tier I比率(⑤/⑥) | 26 | 21.3% | △ 0.1% | 21.4% |

(注1) 繰延ヘッジ損失については、将来年度の収益力に基づく課税所得によって繰延税金資産の回収可能性を判断する場合には、例示区分4号但書の会社についても回収可能性があるものと判断できるものとされている(「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号))。

(注2) 繰延税金資産は、その他有価証券評価差額金がネット評価差益の場合に計上される繰延税金負債と相殺表示されるが、繰延税金資産の回収可能性の判断に当たっては、この繰延税金負債と相殺される前の繰延税金資産残高が判断対象となる(「その他有価証券の評価差額及び固定資産の減損損失に係る税効果会計の適用における監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査委員会報告第70号))。

(2) 繰延税金資産の計上根拠

①計上基準

実務指針の例示区分の4号但書

(イ) 当行には重要な税務上の繰越欠損金が存在するが、これは、早期に財務の健全性を向上させるべく、以下のバランスシート改善策を実施した結果発生したものであり、非経常的な特別の原因に起因したものであると判断される。従って、実務指針(注1)5(1)の例示区分の4号但書に則り、将来の合理的な見積り可能期間(おおむね5年)内の課税所得見積額の範囲内で、解消スケジュールの可能な一時差異等を対象として繰延税金資産を計上している。

(a) 不良債権処理

「金融機関等の経営の健全性確保のための関係法律の整備に関する法律」(平成8年6月)による「早期是正措置」の導入(平成10年度)により、自己査定に基づいて償却・引当を行う体制を整備。景気低迷の長期化、国内外の経済環境が不透明感を増す中、資産劣化リスクへの対応力を高めるべく引当強化等の不良債権処理を積極的に実施。

また、平成14年10月に出された「金融再生プログラム」に基づき、平成16年度までに不良債権比率を半減すべく最終処理を加速し、平成16年上期中に半減目標を前倒して達成。

これらの過程等で、不良債権有税処理残高(注2)が大幅に増加。その後、与信コストの発生等に伴い増加する有税処理残高もあるが、無税化も順調に進捗。

(b) 株式含み損処理

株価の大幅かつ継続的な下落を踏まえた株価変動リスクの削減や、平成13年度に導入決定された株式保有制限の早期達成に向け、保有株式の圧縮を促進。

平成14年度においては、保有株式の売切りにより約11,000億円の簿価圧縮を実施するとともに、減損処理及び合併差益を活用した処理により、保有株式の含み損約12,000億円を一挙に処理した結果、平成14年度末時点で株式保有制限を前倒して達成。

こうした施策の影響により、有価証券有税償却残高(注2)は一時的に高水準となる(11/3末の約1,000億円→15/3末の約15,000億円)。以降、株式償却等に伴う有税処理残高の増加もあるが、一方で、売却等により無税化も着実に進捗。

(ロ) 上記等により、20/3末時点の法人税の繰越欠損金は約19,700億円となっているが、今後発生する課税所得によって、繰越期限までに解消される見込みである。なお、過去において、重要な税務上の繰越欠損金の繰越期限切れは発生していない。

(注1) 「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査委員会報告第66号)

(注2) 前頁表中の「一時差異等残高」に対応する計数である。

②将来の課税所得見積り可能期間

5年

③今後5年間の調整前課税所得の見積り累計額

(金額単位 億円)

| | | 今後5年間の 見積り累計額 |
|--------------------------|---|------------------|
| 業務純益(一般貸倒引当金繰入前) | 1 | 37,403 |
| A 税引前当期純利益 | 2 | 21,109 |
| B 申告調整額(除く20/3末一時差異の解消額) | 3 | 4,553 |
| C 調整前課税所得(A+B) | 4 | 25,662 |
| 調整前課税所得に対応する繰延税金資産額 | 5 | 10,426 |

【基本的な考え方】

- 有税残高等の一時差異の解消見込年度をスケジュール
- 今後5年間の調整前課税所得を保守的に見積り
 - 中期経営計画を基礎とし、5年間の収益計画を合理的に見積り
 - 上記計画計数に対し、将来予測の不確実性を勘案し、一定のストレス(減額調整)を付加
 - 上記収益計画に対応する申告調整額を加算し、調整前課税所得を算出
- 上記により回収可能と判断される額に実効税率を乗じた額を、繰延税金資産として計上

(ご参考) 過去5年間の法人税確定申告所得(繰越欠損金控除前)実績

(金額単位 億円)

| | 16/3期 | 17/3期 | 18/3期 | 19/3期 | 20/3期 |
|------------------|---------|-------|--------|-------|-------|
| 確定申告所得(繰越欠損金控除前) | ▲14,378 | 3,172 | ▲6,524 | ▲670 | 7,448 |

(注1) 「確定申告所得(繰越欠損金控除前)」=「各年度の調整前課税所得」-「各年度における一時差異の無税化額」

(注2) 法人税の確定申告は6月末に行うため、20/3期は決算時点での見積り計数である。

(注3) 上記計数は、実務指針の例示区分の4号但書に規定する「非経常的な特別の原因」を含んでいるが、これを除けば各期とも課税所得を計上している。